

独立行政法人国際協力機構の第1期中期目標期間の業務実績に関する項目別評定表

中期目標	中期計画	評価項目及び評価指標	中期目標期間中の各年度の 評定				中期 目標 期間 評定	評定の決定理由及び指摘事項等
			H15	H16	H17	H18		
■業務運営の効率化に関する事項								
(1) 組織運営における機動性の向上								
途上国のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化に機動的に対応し得るよう在外事務所にできる限り権限を委譲する。また、在外公館や内外で活動するNGO、その他の援助関係者とも連携を図ることで開発途上地域のニーズを的確に把握する。さらに、組織内で責任の所在を明らかにするよう、役割分担を明確にすることで、迅速な意思決定が可能となるよう組織運営を改善する。	<p>(1) 現場（在外）強化と機動的組織運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ●現地ODAタスクフォース等、現地におけるODA実施のための連携体制に積極的に参加する。 ●一定の体制を備えた在外事務所に対しては、現地の人員・機関を活用して実施する在外主導型の調査・プロジェクトにかかる実施計画の決定や予算執行の権限等を委譲し、主体的に行う業務の範囲を拡大する。 ●在外、国内機関の管理業務の効率化を図るため、本部からの支援を充実させる。 ●組織運営を改善し、意思決定の段階を少なくするとともに、現行の事業実施部門における縦割りの組織編成を柔軟化して再編成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地ODAタスクフォースへの参加状況 ・在外事務所主導で実施した案件発掘・形成支援のための事業の実績 ・在外主導技術協力プロジェクト及び在外対応型フォローアップの実績 ・在外事務所による案件別事後評価の実施国数 ・在外事務所への予算執行権限の委譲状況（契約担当役化する事務所数） ・在外主導に向けた体制の整備状況 ・経理業務の合理化と支援体制の充実 ・在外からの人材・機材の要望に対応する体制の整備状況 ・意思決定関与者数及び所要日数の減少 	A	S	A	A	S	<p>16年3月に発表した「JICA改革プラン」の下で「現場（在外）強化」を柱として、開発途上国のニーズに基づく在外主導の事業運営の実現に向けた取組を組織全体として積極的に進めた。在外事務所の体制強化のため、人員のシフトについて大胆な目標（約200名）を達成するとともに、「在外主管制度」の導入をはじめとして、在外事務所の権限を大幅に強化し、案件の計画・実施・評価まで一貫して在外事務所が行う仕組みの定着が図られた。在外強化の取組については、18年10月に中間総括を行い、課題の抽出と改善に向けた具体的方策が取りまとめられた。また、本部の組織改編を行い、意志決定過程の簡素化、迅速化を実現した。</p> <p>次期中期目標の下で、現場重視をより進めることが望まれる。その際、事業を行う上で具体的にどのような成果がもたらされたのかをモニタリングし、その結果を組織全体や業務運営にフィードバックして、在外強化の効果を確実に発現するとともに、本評価委員会をはじめ、外部に対して明らかにすることが重要である。また、法人全体のコスト削減を図りつつも質の向上の実現に努め、新JICA発足の機会を捉え国際社会の期待に一層応えられる援助機関となることを期待する。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期目標を「大きく上回って」達成した。</p>
(2) 業務運営全体の効率化								
(イ) 業務全体を通じて、情報化・電子化を進めつつ、効率的な業務運営の環境を確保する。また、事業が有機的かつ効率的になされるよう、必要に応じて在外事務所を含めた事務処理のあり方を見直す。同時に、外部に委託した方が効率的であると考えられる事務については、外部委託を積極的に導入する。	<p>(2) 事務手続きの迅速化、透明性</p> <ul style="list-style-type: none"> ●専門家派遣、研修員受入等の制度・手続きを精査し、迅速化を図る。 ●コンサルタント契約についての一連の手続きを精査し、迅速化を図る。 ●文書決裁など意思決定にかかる手続きの効率化や、内部及び外部連絡文書の事務手続き等の合理化を通じ、文書事務の削減を行う。 ●事業実施にかかる事務について、適当なものについては、積極的に外部委託の導入を図る。 ●一般競争入札を既に導入済みの国内に加え、現地商慣習の異なる在外においても、複数業者から見積もりを取り、価格競争を原則とすること等により、機材の調達業務の透明化・適正化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家派遣の手続き日数 ・研修員受け入れの手続き日数 ・1件当たりの公示から契約締結までに要する期間 ・1件当たりの精算手続きに要する期間 ・決裁プロセスの効率化状況 ・内部連絡文書の効率化状況 ・外部連絡文書の効率化状況（定型的な外部連絡文書数） ・適切なものについての事務にかかる外部委託の実施 ・機材の現地調達における価格競争の推進の状況 ・ホームページ掲載に要する期間及びホームページへの掲載状況 	A	A	A	A	A	<p>効率的な業務運営の環境を確保するため、専門家派遣や研修員受入の制度や手続きを見直すとともに、電子化を進めて迅速化が図られた。事務効率化のための外部委託の導入を進める一方、関連公益法人との契約については、随意契約に関する国の取組等を踏まえて、18年10月に総点検を実施した結果、19年度以降順次競争性のある契約へ移行することとした。事業の主要な投入の単位当たり経費の効率化については、全ての項目で中期計画に掲げられた数値目標を上回って達成したことに加え、中期目標期間中に超過達成した項目についても継続して維持・向上を実現した。本部管理経費の効率化についても、中期計画上の目標値を上回る削減が達成された。これらの成果は、高く評価できる。</p> <p>次期中期目標の下で、事務手続きの合理化、外部委託における透明化を一層進めつつ、引き続きコスト削減に努めるとともに、経費削減により発生した弊害や、中長期的に予想される影響についても十分把握、分析して、対応を検討することが必要である。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期目標を「十分に」達成し</p>

独立行政法人国際協力機構の第1期中期目標期間の業務実績に関する項目別評価表

中期目標	中期計画	評価項目及び評価指標	中期目標期間中の各年度の の 評 定				中期 目 標 期 間 評 定	評定の決定理由及び指摘事項等
			H15	H16	H17	H18		
	●引き続きホームページを通じ公示、入札結果等の調達関連情報を迅速に公表し、透明性の確保を図る。						た。	
(ロ) 中期目標期間中、業務の質の維持・向上を図りつつ、各種事業の実施に必要な主要な投入（専門家派遣、研修員受入、機材供与、調査団派遣等）に係る単位当たり経費について平均で10%程度の効率化に努める。また、事業実施における各種経費についても、徹底した節減を行う。	<p>(3) <u>事業の主要な投入の単位当たり経費の効率化</u></p> <p>●専門家派遣について、事業目的に応じた適切な派遣期間の設定を行い、特に、長期に派遣する人数を中期目標期間中に10%削減するように努めるとともに、専門家に対する手当等について、適切な人選を妨げない範囲で合理化を進める。</p> <p>●研修員受入事業について、本邦滞在期間の弾力的設定等により、中期目標の期間中に研修員一人当たりの滞在経費を平均で5%削減するように努める。</p> <p>●機材調達について、調達方法の改善等により、中期目標の期間中に機材の調達経費を案件一件当たり又は専門家一人当たり10%削減するように努める。</p> <p>●機構が直接派遣する調査団については、インターネット等情報通信インフラを活用すること等により、中期目標の期間中に調査団一件当たりの所要経費を10%削減するように努める。</p> <p>●コンサルタントに係る経費については契約方法の合理化等により、中期目標の期間中に一案件当たりの調達経費を10%削減するように努める。</p> <p>●機構に対する報告書等各種印刷物について、電子媒体によるものを増加させる等により、印刷製本費を、中期目標の期間中に10%削減するように努める。</p>	<p>・長期派遣専門家（新規派遣）の人数を10%削減</p> <p>・専門家の手当等の合理化の実績</p> <p>・研修員一人当たりの滞在経費を平均で5%削減</p> <p>・機材の調達経費を案件一件当たり又は専門家一人当たり10%削減</p> <p>・本邦発の直営で派遣する調査団一件当たりの所要経費（旅費）を10%削減</p> <p>・コンサルタント調達経費を一案件当たり10%削減</p> <p>・印刷製本費の10%削減</p>	B	A	A	S		
(ハ) 中期目標期間中、一般管理費（退職手当を除く。）について平成14年度と比べて10%程度の効率化に努める。 (ニ) 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）に基づき、国家公務員の定員の純減目標（今後5年間で5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を	<p>(4) <u>本部管理経費の効率化</u></p> <p>●本部の管理経費（退職手当を除く。）について平成14年度と比べて10%程度効率化する。そのため、人件費、事務所借料、公用車に係る経費、パソコン経費、内外通信費、派遣要員に係る経費等を削減する。</p> <p>●「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）に基づき、国家公務員の定員の純減目標（今後5年間で5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員</p>	<p>・本部の管理経費（退職手当を除く。）について10%程度の効率化</p>	B	B	A	A		

独立行政法人国際協力機構の第1期中期目標期間の業務実績に関する項目別評価表

中期目標	中期計画	評価項目及び評価指標	中期目標期間中の各年度の 評定				中期 目標 期間 評定	評定の決定理由及び指摘事項等
			H15	H16	H17	H18		
行う。	に準じた人件費削減の取組み、平成18年度から5年間に於いて5%以上の削減を行う。							
(3) 施設、設備の効率的利用			B	A	A	S	S	
自ら保有する施設、設備について、利用率を向上させるように努める。	(5) 施設、設備の利用者数の増加 機構が保有する国際センター12施設、青年海外協力隊訓練所3施設及び国際協力総合研修所の施設、設備について、利用率を向上させるように努める。このため、これら施設の利用者数を中期目標期間中、5%増加させる。	・利用者数の5%増加	B	A	A	S	国内機関については、「総合的あり方調査」も踏まえて「JICA改革プラン(第2弾)」を発表した。その改革方針に則り、組織全体として、研修事業や市民参加協力事業をより効率的・効果的に実施するための機能と配置の見直しを推進するとともに、国内機関毎に利用者数向上のための計画を着実に実施した結果、施設全体の利用者数は18年度には15年度実績の19.1%増の36万2千人に上り、中期計画で定めた目標値(5%増)を大幅に上回って達成した。引き続き、利用者数増加の内容や理由の分析と、その意義・効果の検討にも留意していただきたい。 以上を踏まえ、全体として中期目標を「大きく上回って」達成した。	
■国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項								
(1) 総論			B	A	A	A	A	
(イ) 開発途上地域等の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力を進めることは、我が国の開発援助政策の重要な課題である。このため、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策及び国別援助計画をはじめとする政府の開発援助政策並びに政府の国別・地域別・分野別の援助方針に則り、開発途上国側の援助需要を踏まえ、国際約束に基づく技術協力事業等につき効果的に業務を実施する。その際、協力実施前に途上国政府及び関係者との十分な意思疎通に努める。また、派遣専門家等関係者の安全対策を講じるとともに、派遣者へのサポートの充実を図る。加えて、他の援助実施機関との連携を密にするとともに、実施段階における資金協力との連携強化に努める。	(6) 効果的な事業の実施 ●政府の外交方針及び援助方針に則り、国別・地域別の総合的な援助の実施及び事業の重点化を念頭に置き、優良なプロジェクトの形成を積極的に支援する。 ●わが国援助の独自性と対外的なプレゼンス確保に留意しつつ、国際的な援助に係る協力・協調に関し、他の援助国や国際援助機関との連携を図る。 ●各種事業の質と効率を高めるため、各種事業形態の総合的運用を推進する。 ●各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、事業関係者間で共有し活用する体制を構築する。 ●また知識やノウハウを集約・共有するため、事業経験の体系化と援助手法の改善、国別・地域別及び分野・課題別の援助のあり方の検討、開発理論・開発アプローチの整理と検討を重点として調査研究の質を高める。 ●冷戦終結以降も後を絶たない紛争は、人道上の問題を引き起こすと同時に、それまでの開発努力の成果や環境を破壊する。これらの地域における平和構築支援が開発の観点からも国際社会の大きな課題であり、今後も積極的な役割を果たすことは大変重要である。	・国毎の重要な開発課題に関するプロジェクト形成調査等の実施状況 ・国際会議等への参画及び他ドナーとの連携の実績 ・貧困削減戦略書(PRSP)、国連ミレニアム開発目標(MDGs)等援助協調の枠組みへの対応の実績 ・予算、組織、要望調査/案件検討の実施方法等基盤整備の状況 ・事業の重点化(プログラムの集約化)の状況 ・体制の整備状況(課題主管部の設定や課題別指針の策定) ・コンテンツの整備・活用の状況 ・調査研究の質の向上への取り組み状況 ・平和構築支援のための体制の確立 ・職員、専門家等に対する研修の参加者数の実績 ・平和構築を専門とする登録者 ・平和構築支援に係る危機管理マニュアルの改訂 ・平和構築支援に係る安全管理研修への参加者数 ・資金協力との連携の実績	B	A	A	A	A	ODAの戦略性、機動性、透明性、効率性の確保の観点から、機構として効果的・効率的に事業を実施するために、開発途上国の重要な開発課題や援助ニーズを的確に把握し、総合的に解決するアプローチとしての事業のプログラム化を推進するとともに、優良な案件の発掘・形成を行った。平和構築支援等緊急性の高い事業を迅速に実施するファスト・トラック制度の導入も含め、「人間の安全保障」の推進に積極的に取り組んだ。国民の支持や理解促進の観点から、情報公開への適切な対応、マスコミ等と連携した戦略的な広報活動を行った。環境社会配慮、男女協同参画推進についても着実に取り組んだ。事業の事前から事後に至る客観的かつ体系的な評価体制の整備や評価内容の新たな事業へのフィードバック等を進め、外部有識者による2次評価の参加割合も中期計画で定めた目標値を上回った。 次期中期目標の下で、評価内容の案件形成へのフィードバックを期待する。また、ジェンダー主流化推進体制に関し、本部が引き続き司令塔的役割を果たすとともに、地域毎のジェンダー情報収集等については地域支援事務所の活用も期待したい。 以上を踏まえ、全体として中期目標を「十分に」達成した。

独立行政法人国際協力機構の第1期中期目標期間の業務実績に関する項目別評価表

中期目標	中期計画	評価項目及び評価指標	中期目標期間中の各年度の の 評 定				中期 目標 期間 評 定	評定の決定理由及び指摘事項等
			H15	H16	H17	H18		
	<p>そのための体制整備として、平和構築支援において中心的な役割を果たす部署を設立するとともに、本分野に関係する職員、本分野を専門とする専門家等の研修を実施する。また本分野にかかる経験を持つ人材を活用できる制度を整備するとともに本分野の事業を実施する際に必要な安全対策を講じる。</p> <p>● J B I C との情報の共有や意見交換、人事交流を通じた実施機関相互の連携を密にし、事業の実施に当たって有償資金協力との連携強化に努める。</p>							
(ロ) 外務大臣が、国際情勢の急激な変化により又は外国政府若しくは国際機関（国際会議その他国際協調の枠組みを含む。）の要請等を受けて外交政策の遂行上緊急の必要がある、又は関係行政機関の要請を受けて緊急の必要があると認め、機構に対し必要な措置をとることを求められた場合には、正当な理由がない限り迅速に対応するものとする。	(7) <u>外務大臣からの緊急の要請への対応</u> 外務大臣が、国際情勢の急激な変化により又は外国政府若しくは国際機関（国際会議その他国際協調の枠組みを含む。）の要請等を受けて外交政策の遂行上緊急の必要がある、又は関係行政機関の要請を受けて緊急の必要があると認め、機構に対し必要な措置をとることを求められた場合には、正当な理由がない限り迅速に対応するものとする。	・ 外務大臣の要請への対応	—	—	—	—		
(ハ) 機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成十三年十二月五日法律第四百四十号）」に基づき、情報の公開に適正に対応する。また、国際協力の理解と参加を促進するために、情報提供と広報活動の充実を図る。そのため、広報実施体制の見直し・充実を図るとともに、業務、調査研究を通じて獲得した知見を公開する。	(8) <u>情報公開、広報の充実及び知見の公開</u> 機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成十三年十二月五日法律第四百四十号）」に基づき、情報の公開に適正に対応する。また、国際協力の理解と参加を促進するために、情報提供と広報活動の充実を図る。そのため、広報実施体制の見直し・充実を図るとともに、業務、調査研究を通じて獲得した知見を公開する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報公開の実績 ・ 広報実施体制充実への取り組み状況 ・ インターネット上に公開される報告書の掲載件数 	A	A	A	A		
(ニ) NGO等による国際協力活動は、開発途上国の住民に直接裨益するきめの細かい、効果的かつ機動的な協力という観点から極めて有効である。幅広い国民の参加を得られるよう、草の根技術協力の実施等に	(9) <u>NGO等との連携推進</u> NGO等による国際協力活動は、開発途上国の住民に直接裨益するきめの細かい、効果的かつ機動的な協力という観点から極めて有効である。幅広い国民の参加を得られるよう、草の根技術協力の実施等により、NGO	・ NGO等との連携件数（草の根技術協力事業の実績）	B	A	A	A		

独立行政法人国際協力機構の第1期中期目標期間の業務実績に関する項目別評価表

中期目標	中期計画	評価項目及び評価指標	中期目標期間中の各年度の 評価				中期 目標 期間 評価	評価の決定理由及び指摘事項等
			H15	H16	H17	H18		
より、NGO等との連携を推進する。	等との連携を推進する。							
(ホ) 事業実施に当たっては、職員その他の関係者の環境保護及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する意識を高め、環境社会配慮ガイドラインを改定し、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する。環境社会配慮ガイドラインについては、必要に応じて改定するとともに、改定の際には第三者の意見を聴取する機会を設ける。	(10) <u>環境及び社会への配慮</u> 事業実施に当たっては、職員その他の関係者の環境保護及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する意識を高め、環境社会配慮ガイドラインを改定し、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する。環境社会配慮ガイドラインについては、必要に応じて改定するとともに、改定の際には第三者の意見を聴取する機会を設ける。 なお、世界の持続可能な開発・復興を目的とした事業実施機関として職員の意識を高め、自らの活動が環境におよぼす影響を低減する活動を積極的に推進し、国際環境規格（ISO14001）に対応する。さらに、光熱水量・廃棄物の削減、再生紙利用等により省エネルギー・省資源化へ対応する。	・ガイドラインの改定と適用の状況 ・職員その他の関係者に対する研修の参加者の実績 ・国際環境規格認証の取得、及びJICA環境マネジメントシステムの運用と見直しの実績	A	A	A	A		
(ヘ) 男女共同参画の視点は重要であり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。	(11) <u>男女共同参画</u> 男女共同参画の視点は重要であり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。そのため、職員その他の関係者に、開発援助における男女共同参画推進の重要性についての理解促進を図るとともに、実施の各段階において、女性の地位向上に配慮した業務運営に努力する。	・男女共同参画推進のための体制の確立 ・職員その他の関係者に対する研修の参加者の実績 ・女性の地位向上に配慮した業務運営の実績	B	A	A	A		
(ト) 客観的な事業評価の指標の設定を含む事前評価から事後評価にいたる体系的かつ効率的な評価を導入し、事業毎に適切な評価手法を確立した上で評価を実施するとともに、機構による評価に対する二次評価を含めた外部評価を充実させる。また、これらの評価の内容について国民にわかりやすい形で情報提供するとともに、評価内容を迅速かつ的確に新たな事業実施にフィードバックする。	(12) <u>客観的で事前から事後にいたる体系的な評価</u> ●目標の達成に向けて計画を見直し、運営方法を改善するとともに、将来の類似案件の計画・実施に活用することを目的として、事前、中間、終了時及び事後に到る一貫した効率的な評価を導入する。その際、在外事務所による事後評価の充実を図る。また、青年海外協力隊及び災害援助等協力の各事業における評価制度を導入する。 ●評価体制の充実と評価の質の向上に努めるべく、外部有識者評価委員会を定期的に開催し、評価制度、手法の改善のための提言を得る。また、評価の質の向上と客観性の確保に努めるべく、一次評価として外部有識者・	・一貫した評価体制の整備状況 ・在外事務所による案件別事後評価の実施国数（再掲） ・青年海外協力隊及び災害援助等協力における評価制度の導入 ・外部有識者事業評価委員会の開催状況 ・外部有識者・機関等が参画した事後評価の全評価件数に占める割合が50%以上 ・評価結果の公開の状況 ・評価から得られた教訓を事前評価において適用した状況	A	A	A	A		

独立行政法人国際協力機構の第1期中期目標期間の業務実績に関する項目別評価表

中期目標	中期計画	評価項目及び評価指標	中期目標期間中の各年度の 評価				中期 目標 期間 評価	評価の決定理由及び指摘事項等
			H15	H16	H17	H18		
	<p>機関等が直接行う評価を拡充するとともに、機構が行った評価を外部有識者・機関等が改めて評価する二次評価を充実させる。特に、協力終了後に協力効果を最終的に評価する事後評価に関しては、外部有識者・機関等による一次又は二次評価件数を全評価件数の50%以上とする。</p> <p>●評価結果のわかりやすい形での迅速な公開を図るべく、評価報告書の作成・公開に加え、機構及び外部有識者・機関等による全ての評価の評価結果をわかりやすくまとめた要約をホームページで迅速に公開する。</p> <p>●フィードバック機能を強化するため、過去の類似案件の評価から得られた教訓をどのように活用したかを、事前評価の評価項目に新たに加える。</p>							
<p>(2) 各事業毎の目標 (イ) 技術協力 (法第13条第1項第1号)</p>			B	A	A	A	A	<p>技術協力において、開発途上国の能力開発の有効な方法であり、援助リソースの拡大や域内協力の促進の観点からも「第三国研修」や「第三国専門家」などによる南南協力支援事業を充実させるとともに、民間や学識経験者、NGO等のノウハウ、知見を活用を進めた。案件の投入要素を適切に決定するため、事前調査や事前評価の改善、事業管理支援システムを軸とする一元的な情報管理及び活用が行える体制が整備された。研修員受入事業については、集団研修の全案件について評価を実施し、その結果を協力期間が満了するコースの改廃、更新の検討に活用したほか、「JICA改革プラン（第2弾）」に則り、課題別研修の改廃及び新設の検討の枠組みの改善や、各国内機関について分野・課題特性の設定を行い、開発途上国のニーズに的確に即応するための研修事業の再編を具体的に推進した。帰国研修員に対するフォローアップ事業もセミナー開催等ソフト型事業を中心に大きな実績を上げた。</p>
<p>(i) 技術協力業務は開発途上地域における人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的・社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的としており、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的・効率的に実施するものとする。</p>	<p>(13) <u>現地人材、民間等の活用による効果・効率的な事業実施</u> ●開発途上国の能力開発の有効な方法であり、援助リソースの拡大、域内協力の促進にもつながる南南協力支援事業を充実させる。また、JICA事業経験者等開発途上国の人材や組織のネットワーク化を進めるとともに、現地又は第三国のリソースの積極的な活用を図り、事業の質を高める。 ●事業委託方式、民間提案の募集を積極的に行うことにより、事業における民間からの参加を促進し、ノウハウを活用する。 ●技術協力事業の実施の各段階において、国民各層の参画機会を拡大する。</p>	<p>・南南協力支援事業の実績 ・人材や組織のネットワーク化の状況 ・現地人材の活用状況 ・事業における民間の活用状況 ・各種支援委員会等への学識経験者、NGO等の参加状況</p>	B	A	A	A		<p>次期中期目標の下で、研修員受入事業について、開発途上国側のニーズをよりの確に把握し、コースの改廃に適切に反映させることが求められる。また、研修員帰国後に研修成果が活用され、そこからさらなる成果に繋がるような支援の拡充も期待する。</p>
<p>(ii) 我が国政府が相手国政府等と行ってきた協力を踏まえ、国際約束に基づき、案件の実施を速やかに行うとともに、技術協力案件の実施に当たり、専門家派遣、研修員受入、調査団派遣及び機材供与といった投入要素の組み合わせ・量・時期等の決定を適切に行う。</p>	<p>(14) <u>案件の適切な投入要素の決定</u> ●技術協力案件について目標と活動範囲を明確化するための調査・評価を充実させる。 ●派遣する専門家・調査団員、研修員受け入れ機関、機材等に関する情報を蓄積し、適切に活用するような体制整備を行う。 ●技術協力案件の実施に関連するガイドライン・マニュアルを改善・整備する。</p>	<p>・技協案件の目標と活動範囲を明確化するための調査・評価の充実の実績 ・情報の蓄積及びその活用促進策の実績 ・ガイドライン・マニュアルの新規整備又は改定の実績</p>	A	A	A	A		<p>以上を踏まえ、全体として中期目標を「大きく上回って」達成した。</p>
<p>(iii) 研修員受入について、既存研修コースの客観的評価により、そ</p>	<p>(15) <u>本邦研修の内容改善と帰国研修員フォローアップ</u></p>	<p>・集団研修コースに係る評価実施実績と見直しの状況</p>	A	A	A	A		

独立行政法人国際協力機構の第1期中期目標期間の業務実績に関する項目別評価表

中期目標	中期計画	評価項目及び評価指標	中期目標期間中の各年度の の 評 定				中期 目標 期間 評 定	評定の決定理由及び指摘事項等
			H15	H16	H17	H18		
の内容改善と見直しに努める。加えて、帰国研修員に対するフォローアップの充実等により、その活用を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ●各集団研修コースの質を向上させるため、研修員が習得すべき具体的な到達目標を設定し、同目標を基準にして研修員の達成度を計り、研修コースの評価を行うとともに、同評価結果に基づき、コースの改廃を含め必要な改善策を講じる。 ●帰国研修員が日本で学んだことの実践、普及展開を支援することを目的に、帰国研修員本人又はその所属する機関や帰国研修員同窓会が実施する調査研究、セミナー・ワークショップの開催や、教材、マニュアル、著作物の作成等に対し必要な支援を充実させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・帰国研修員への支援状況（ソフト型フォローアップ案件実施件数） 						
(iv) 案件に相応しい質の高い専門家・コンサルタントの選定を適正かつ速やかに行うとともに、その評価を厳正に行い、以後の選定の向上に適確に反映させる。	<p>(16) 専門家、コンサルタントの適正な人選と業績評価</p> <p>専門家については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●民間人材を含めた幅広い人材を積極的に活用し、専門家の質の向上に努める。そのために、透明かつ適正な手続きによる選定を行う。その一環として、人選基準を設けるとともに、高度な案件等で関係省庁、有識者等の知見が必要と判断される場合には、人選のための委員会を開催する。 ●人材の適正な再活用を念頭においた、人材の業績評価の充実を図る。 <p>またコンサルタントについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●コンサルタント選定におけるプロポーザルの記載項目や評価方法を見直し、競争性を高めるとともに、評価表や評価方法を見直すことによりきめの細かい実績評価を行い、その結果を以後のコンサルタント選定に活用することで、より案件に適した質の高いコンサルタントの選定に努める。 ●特に緊急な選定手続きが求められる案件については、コンサルタント選定委員会の運営を柔軟に行うこと等により、選定の迅速化を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い人材活用のための取り組み（民間候補人材の登録者数） ・透明かつ適正な選定手続きの整備状況（人選基準の設定、人選のための委員会の実施状況、公示による人選等） ・人材の業績評価の充実 ・コンサルタント選定方法の改善の状況 ・緊急案件における選定手続きの期間短縮 	B	A	A	A		
(ロ) 無償資金協力の実施促進（法第13条第1項第2号）			A	A	A	A	A	無償資金協力の実施が公正かつ円滑に行われることを支援する実施促進業務において、各種ガイドラインを整備するとともに、事業関係者に対してホームページや説明会を通じて関連情報を広く公開するなど、競争性、透明性を高めるための取組を実施した。また、第三者による技術的監査を抜き打ちで実施した。
無償資金協力の実施促進業務については、案件が条約その他の国際約束に基づき適正かつ効率的に実施されるよう、被援助国側と緊密に協議を行いつつ、その促進に努める	<p>(17) 無償実施促進業務の競争性及び透明性の向上</p> <p>無償資金協力の実施促進業務については、案件が条約その他の国際約束に基づき適正かつ効率的に実施されるよう、被援助国側と</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の透明性及び調達プロセスにおける競争性及び透明性の向上の実績 	A	A	A	A		

独立行政法人国際協力機構の第1期中期目標期間の業務実績に関する項目別評定表

中期目標	中期計画	評価項目及び評価指標	中期目標期間中の各年度の 評定				中期 目標 期間 評定	評定の決定理由及び指摘事項等
			H15	H16	H17	H18		
ようにする。	緊密に協議を行いつつ、その促進に努めるようにする。その際、情報公開及び事業関係者への迅速な情報提供等を通じた透明性の一層の向上、調達プロセスにおける競争性及び透明性の一層の確保に留意する。						次期中期目標の下でも競争性・透明性の一層の向上を図ることが求められる。 以上を踏まえ、全体として中期目標「十分に」達成した。	
(ハ) 国民等の協力活動（法第13条第1項第3号）			A	A	A	A	A	
(i) 本号に基づく青年海外協力隊、シニア海外ボランティア、草の根技術協力等の業務については、国民の発意が出来る限り反映されるよう、業務を充実させる。	(18) <u>国民等の協力活動の促進、助長</u> 本号に基づく青年海外協力隊、シニア海外ボランティア、草の根技術協力等の業務については、国民の発意が出来る限り反映されるよう、業務を充実させる。	・参加方法の多様化の実績 ・ボランティア事業への参加者数 ・NGO等との連携件数（草の根技術協力事業の実績）（再掲）	B	A	A	A	ボランティア事業については、短期派遣制度等参加方法の多様化などを進めた結果、18年度の参加者数は1,875人となり、14年度と比べ10%以上増加した。適格な人材の確保に向けて、教員の現職参加を促進する取組や登録制度、技術補完研修の改善を実施するとともに、派遣中の医療及び安全面のサポートを充実させ、帰国後の進路対策支援としては、地方公共団体職員や教員の採用試験における協力隊経験者の特別選考制度等の設置を実現した。草の根技術協力事業については、NGO-JICA連携事業検討会等を定期的に開催し、提言等を事務手続きの見直しに反映させており、国内外での支援体制も充実させた結果、18年度の実施件数は15年度に比べ約3割増となった。開発教育支援については、関心の高まりも受け、国際協力の経験者がその体験を伝える「出前講座」や、開発教育を担う教員等の理解を促進するための取組を積極的に実施し、参加者数も大幅に増加した。 次期中期目標において、ボランティアの帰国後の進路対策支援について一層の取組に期待したい。また、NGOや市民との協力・協働の更なる多様化に努められたい。さらに開発教育については、その教育効果を明らかにすることが重要である。 以上を踏まえ、全体として中期目標を「十分に」達成した。	
(ii) 青年海外協力隊員等については、引き続き適格な人材の確保に努め、派遣者へのサポートの充実を図る。さらに、これらの事業への参加環境の改善のために必要な措置を講ずる。	(19) <u>ボランティアの人材確保及びサポート</u> ●青年海外協力隊等については、適格人材の確保のために地方公共団体等組織を通じた募集や登録制度の積極的な活用を行い、また技術補完研修の充実を図る。サポートについては、医療及び交通安全対策の充実等を行う。さらに、国民の当該事業への参加を推進し、現職参加制度を充実させるとともに、特に帰国後の隊員については、その進路対策の充実について必要な措置を講ずる。	・地方公共団体等組織を通じた募集の実績（現職教員特別参加制度への応募状況等） ・登録者数 ・技術補完研修の対象者・内容・期間の見直し ・医療及び交通安全対策の実施状況 ・進路対策に関する帰国ボランティアの満足度	A	A	A	A		
(iii) 機動性を有するNGO等を担い手とした事業を実施することは、現地の実情に一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような観点から、草の根技術協力事業の実施に当たっては、開発途上地域の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として、政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い、草の根レベルのきめ細やかな協力を行うものとする。また、幅広い国民の参加が得られるよう、主体的な発意が尊重されるよう配慮するとともに、手続きの更なる迅速化に心がけるものとする。	(20) <u>草の根技術協力事業に対する国民の参加支援</u> ●幅広い国民から、事業の趣旨に合致した応募が得られるよう、事業例等につきわかりやすい形での説明に努める。 ●国民の主体的な発意が尊重され、かつ現地の実情に合致した協力が実施できるよう、対象協力地域に関する情報提供を行う。 ●手続きの簡素化・迅速化のため、応募受付や経理処理等における事務合理化を行う。 さらに、地域奉仕団体、職域団体、社会教育関係団体などの様々な団体・個人が発意し、自ら取り組む多様な手作りの国際協力の試みに対し、側面的な支援サービスを提供する。このために、国内と海外の支援体制を充実させるとともに、市民参加協力支援事業を推進する。 また、国民の理解促進を図る上で、職員、	・草の根技術協力事業への理解を得るための取り組み状況 ・NGO等が活動するために必要な情報を整備した国数 ・事務合理化の実施・進捗状況 ・国際協力推進員配置自治体数 ・NGO-JICAジャパンデスク設置国数 ・市民参加協力支援事業の実施状況 ・国際協力経験者による体験還元の実績（出前講座数） ・自治体、国際交流協会、NGO等と共催する事業の実施状況	A	A	A	A		

独立行政法人国際協力機構の第1期中期目標期間の業務実績に関する項目別評価表

中期目標	中期計画	評価項目及び評価指標	中期目標期間中の各年度の の 評定				中期 目標 期間 評定	評定の決定理由及び指摘事項等
			H15	H16	H17	H18		
	<p>専門家、青年海外協力隊等国際協力の経験者が国民に体験を還元する機会を充実させるとともに、国内機関を活用して、地域に密着した活動を積極的に行う。</p>							
(iv) 開発援助に関する意識を国民の間に育てることを目的として、開発教育支援を充実させる。	<p>(21) 開発教育支援</p> <p>●講師の派遣や視察プログラムなどを通じ、「総合的な学習の時間」での取り組みなど教育現場との連携を強化する。</p> <p>●開発教育において重要な役割をになう教員に対し、開発課題等への理解を促進するためのプログラムを充実させる。</p>	<p>・国際協力経験者による体験還元の実績（出前講座数）（再掲）</p> <p>・国内機関・本部を訪問した学校数</p> <p>・開発教育に関するJICAホームページへのアクセス数</p> <p>・教員の国際協力現場への派遣実績</p> <p>・開発教育に関する研修参加人数</p>	A	A	S	A		
(二) 海外移住（法第13条第1項第4号）			A	A	A	A	A	
<p>本事業を推進するにあたっては、我が国から中南米地域等へ渡航した海外移住者の生活の定着・安定を側面から支援するものであるとの認識をもって臨むとともに、特に開発途上地域における移住者支援業務は経済協力の目的をもあわせもつことに鑑み、経済・技術協力業務との十分な連携を図りつつ、移住者の属する地域の開発に資するよう留意するものとする。事業の実施に当たっては、移住者の定着・安定化を見つつ、重点化を図る。</p>	<p>(22) 海外移住者に対する援助、指導等</p> <p>本事業を推進するにあたっては、我が国から中南米地域等へ渡航した海外移住者の生活の定着・安定を側面から支援するものであるとの認識をもって臨むとともに、特に開発途上地域における移住者支援業務は経済協力の目的をもあわせもつことに鑑み、経済・技術協力業務との十分な連携を図りつつ、移住者の属する地域の開発に資するよう留意するものとする。事業の実施に当たっては、移住者の定着・安定化を見つつ、重点化を図る。</p>	<p>・重点化の状況（海外の日系団体への助成事業、日系社会リーダー育成事業）</p> <p>・経済・技術協力との連携の実績</p>	A	A	A	A	<p>海外移住事業については、高齢者福祉及び日本語教育分野を中心とする人材育成事業への重点化を図るとともに、技術協力プロジェクト、研修員受入やボランティア派遣等、経済・技術協力の枠組みの中でも日系社会への支援を行った。18年度はドミニカ共和国移住者への特別支援策を適切に実施した。</p> <p>次期中期目標の下では、日本語教育について、国際交流基金等との連携、協調も検討すべきである。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期目標を「十分に」達成した。</p>	
(ホ) 災害援助等協力事業（法第13条第1項第5号及び第2項）			A	S	S	S	S	
<p>開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効率的かつ効果的な実施を図る。</p> <p>(i) 緊急援助隊派遣の実施にあたっては、平時より必要機材・物資の備蓄体制を整備するとともに、隊員の訓練・研修の充実を図り、緊急時に迅速、効果的かつ効率的な緊急援助活動が可能になるよう努める。また、緊急時に円滑な対応を行うため、体制整備、訓練、研修等の実施につき、主務大臣との意思疎通を図ることとする。</p> <p>(ii) 緊急援助物資供与の実施にあ</p>	<p>(23) 災害援助等協力事業の迅速、効率的、効果的実施</p> <p>●緊急援助隊派遣の実施にあたっては、平時より必要機材・物資の備蓄体制を整備するとともに、隊員の訓練・研修の充実を図り、緊急時に迅速、効果的かつ効率的な緊急援助活動が可能になるよう努める。また、緊急時に円滑な対応を行うため、体制整備、訓練、研修等の実施につき、主務大臣との意思疎通を図ることとする。</p> <p>●緊急援助物資供与の実施にあたっては、被災規模、被災国のニーズ等を勘案の上、適切な規模及び内容の援助を行う。また援助物資供与後、被災国の物資活用状況等についてのフォローアップを行い、今後の業務実施の改善に役立てるものとする。また、NGOと</p>	<p>・備蓄体制の整備状況</p> <p>・命令後24時間以内の救助チーム派遣と48時間以内の医療チーム派遣数の割合</p> <p>・訓練の実施及び研修・訓練を反映した救助活動の実施</p> <p>・適切な規模及び内容の物資供与の実施、及びフォローアップの実施状況と業務改善の実施状況</p> <p>・NGOとの連携の実施状況</p>	A	S	S	S	<p>国際緊急援助隊派遣については、18年度末までに派遣した全てのチームについて、目標とする時間内（主務大臣の命令後24時間の救助チーム派遣と48時間以内の医療チーム派遣）での派遣を実現した。特に16年12月のスマトラ沖地震・津波災害は未曾有の被害となったが、迅速かつ的確な派遣により、被災国政府や被災者から高い評価を受けた。平時においても迅速性、効果の向上のための取組を進め、チャーター機の利用を可能とする体制の確立や実践的な研修・訓練への改善等を行った。緊急件所物資の供与も適切に実施した。NGO等との具体的な連携も促進された。</p> <p>今後は、被災国政府・国民からの評価も含め、他国の緊急援助活動との比較の視点を持ちつつ、本事業の効果向上に向けて活動から得られた経験や教訓のフィードバックを図りたい。</p>	

独立行政法人国際協力機構の第1期中期目標期間の業務実績に関する項目別評価表

中期目標	中期計画	評価項目及び評価指標	中期目標期間中の各年度の の 評 定				中期 目標 期間 評 定	評定の決定理由及び指摘事項等
			H15	H16	H17	H18		
<p>たつては、被災規模、被災国のニーズ等を勘案の上、適切な規模及び内容の援助を行う。また援助物資供与後、被供与国の物資活用状況等についてのフォローアップを行い、今後の業務実施の改善に役立てるものとする。</p>	<p>の連携等により、緊急援助物資がより迅速かつ効果的に被災民の手に届くよう努める。</p>						<p>以上を踏まえ、全体として中期目標を「十分に」達成した。</p>	
<p>(へ) 人材養成確保 (法第13条第1項第6号)</p>			A	A	A	S	S	<p>国際協力に係る優れた人材の養成・確保は極めて重要であり、機構内に国際協力人材センターを設置し、その専用ホームページ「PARTNER」により求人情報や研修・セミナー情報の提供、キャリア相談を行っており、利用者数及び専門家登録者数も大幅に増加している。専門家に関する研修の抜本的な見直しに取り組み、養成研修を即戦力人材を対象とする「能力強化研修」に改編したほか、派遣前研修において自己診断シートによる能力強化の成果のチェック等を導入し、受講者からも評価を受けている。インターンの受入、NGO人材育成研修、大学との連携等についても大きな実績を上げている。</p> <p>次期中期目標の下で、必要とされている人材が養成されているかも含め、質の確保、人材活用の観点からの取組を拡充することが求められる。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期目標を「大きく上回って」達成した。</p>
<p>国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は、広く技術協力事業全般の基盤の根幹をなすものであり、また、我が国技術協力の質的向上に直接関連するものである。このため、公募、登録、確保及び養成研修の充実を図り、専門家等登録件数を増やすよう努める。</p>	<p>(24) 人材養成確保の充実、質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国際協力人材センターにおいて、国際協力への参加機会に関する情報提供、相談業務、及び人材育成機会に関する情報提供を効果的に行う。 ●ニーズに応じた弾力的な人材養成を行うため、専門家ニーズの把握に努めるとともに専門家養成研修の研修内容の見直しを行う。 ●人材育成を更に幅広く行うため、インターンシップ制度、NGO人材育成プログラム、国際援助研究機関・大学との連携講座等を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際協力人材センターの体制整備状況 ・情報提供件数、情報提供制度の利用者数 ・専門家等登録件数 ・研修内容の見直しの実施状況 ・インターンの受入人数 ・NGO人材育成研修等の参加人数 ・大学との連携講座の実施状況 	A	A	A	S		
<p>(ト) 附帯業務 (法第13条第1項第7号)</p>			B	A	A	A	A	<p>案件の発掘・形成については、引き続き各国で現地ODAタスクフォースの枠組みを活用し、その際に民間や学識経験者の知見を取り込むなど、効果的に実施した。調査研究においては、時宜を得た新たな事業戦略課題の分析や事業経験の体系化をさらに進め、国際会議や各種シンポジウム等でも積極的に発信した。</p> <p>次期中期目標の下で、年々変化する開発途上国の発展段階及びニーズを的確に把握し、適切な案件発掘・形成を行う上でも、調査研究の精度の向上が求められる。また、開発途上国にとって先行モデルとなる日本やアジアの取組経験を含め、外部への発信に引き続き努めるべきである。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期目標を「十分に」達成した。</p>
<p>開発途上国による案件形成及び政府による案件選定に資するため、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策、国別援助計画等、政府の開発援助政策・指針に基づいて所要の調査・研究に努める他、重要な援助課題についても調査・研究を行う。</p>	<p>(25) 附帯業務(プロジェクト形成支援、調査研究)の実施状況</p> <p>開発途上国による案件形成及び政府による案件選定に資するため、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策、国別援助計画等、政府の開発援助政策・指針に基づいて所要の調査・研究に努める他、重要な援助課題についても調査・研究を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト形成調査及び調査研究等の実施状況 	B	A	A	A		
<p>■財務内容の改善に関する事項</p>								

独立行政法人国際協力機構の第1期中期目標期間の業務実績に関する項目別評価表

中期目標	中期計画	評価項目及び評価指標	中期目標期間中の各年度の の 評 定				中期 目標 期間 評 定	評定の決定理由及び指摘事項等
			H15	H16	H17	H18		
(1) 予算、収支計画、資金計画			B	A	A	A	A	<p>予算については、固定経費として事務所賃借料、公用車経費、パソコン借料、通信運搬費及び光熱水料の節減が図られるとともに、施設利用料、寄附金収入等自己収入の確保に努めた。16年度に国内機関を対象とした「総合的あり方調査」を実施し、首都圏の3つの国内機関の再編を実行した。在外拠点についても、兼轄体制の見直しを含む在外体制の整理の方針を定めて実施に着手した。既に廃止が決定されている開発投融资及び移住融資については、計画に基づき回収業務を実施した。</p> <p>今後も、引き続き不断の取組を求める。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期目標を「十分に」達成した。</p>
<p>(イ) 運営費交付金を充当して行う業務については、「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。</p> <p>(ロ) 寄附金収入、施設利用料等の自己収入の確保、固定経費の節減、予算の効率的執行により適切な財務内容の実現を図る。</p> <p>(ハ) 融資事業における債権の回収を適切に進める。</p>	<p>(26) <u>予算計画、収支計画、資金計画</u> 運営費交付金を充当して行う業務については、「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。</p> <p>寄附金収入、施設利用料等の自己収入の確保、固定経費の節減、予算の効率的執行により適切な財務内容の実現を図る。</p> <p>●固定経費節減のため、国内外の施設・事務所のあり方について見直しを行う。</p> <p>融資事業における債権の回収を適切に行うよう努める。</p>	<p>・寄附金収入・施設利用料等の自己収入の確保、固定経費の節減、予算の効率的執行の実績</p> <p>・（国内外の施設・事務所のあり方にかかる）見直し実績</p> <p>・債権回収の実績</p>	B	A	A	A		
(2) 短期借入金の限度額			—	—	—	—	—	実績なし。
	<p>(27) <u>短期借入金の限度額</u> 410億円</p> <p>理由：国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。</p>	—	—	—	—	—		
(3) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画			A	A	A	A	A	<p>16年12月にアルゼンチン国園芸総合試験場建物・施設をアルゼンチン国立農牧技術院に譲渡（無償）し、19年1月にドミニカ共和国サント・ドミンゴ学生寮土地・建物（在外移住事業関係資産）及びアルゼンチン国園芸総合試験場建物・施設の処分を計画</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期目標を「十分に」達成した。</p>
	<p>(28) <u>重要な財産の譲渡等の計画</u> ドミニカ共和国サント・ドミンゴ学生寮土地・建物（在外移住事業関係資産）及びアルゼンチン国園芸総合試験場建物・施設の処分を計画</p>	—	A	A	A	A		
(4) 剰余金の使途			—	—	—	—	—	実績なし。
	<p>(29) <u>剰余金の使途</u> 剰余金が発生した際の使途は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に充てることとする。</p>	—	—	—	—	—		
■その他業務運営に関する重要事項（主務省令で定める業務運営に関する事項）								
(1) 施設・設備に関する計画			A	A	A	A	A	<p>16年度に国内機関を対象とした「総合的あり方調査」を実施し、その結果も踏まえて発表した「JICA改革プラン（第2弾）」に基づき、首都圏の3つの国内機関を再編し、市民参加協力推進の拠点として「JICA地球ひろば」</p>
<p>業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、費用対効果や事業全体の収支</p>	<p>(30) <u>施設・設備に関する計画</u> 業務実施上の必要性及び既存の施設の老朽化等に対応するため施設・設備の整備改修</p>	—	A	A	A	A		

独立行政法人国際協力機構の第1期中期目標期間の業務実績に関する項目別評価表

中期目標	中期計画	評価項目及び評価指標	中期目標期間中の各年度の の 評 定				中期 目標 期間 評 定	評定の決定理由及び指摘事項等														
			H15	H16	H17	H18																
などを総合的に勘案し、施設・設備に関する計画を定める。	<p>等を計画的に行う。さらに、業務の適切な実施のため及び運営・利用の効率化のために、全国内機関を対象とした総合的あり方調査（1年以内に実施）を実施する。</p> <p>平成15年度から平成18年度の施設・設備の整備に関する計画（単位：百万円）</p> <table border="1"> <tr> <td>施設・設備の内容</td> <td>財源</td> <td>予定額</td> </tr> <tr> <td>中部国際センター建替え</td> <td>施設整備資金</td> <td>2,118</td> </tr> <tr> <td>身障者対応施設整備</td> <td>施設整備資金</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>既存施設改修</td> <td>施設整備資金</td> <td>3,214</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>施設整備資金</td> <td>5,532</td> </tr> </table>	施設・設備の内容	財源	予定額	中部国際センター建替え	施設整備資金	2,118	身障者対応施設整備	施設整備資金	200	既存施設改修	施設整備資金	3,214	計	施設整備資金	5,532						<p>の開所及びJICA八王子の廃止を実行した。</p> <p>今後は、各機関の機能・役割等を踏まえた不断の見直しを継続することが求められる。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期目標を「十分に」達成した。</p>
施設・設備の内容	財源	予定額																				
中部国際センター建替え	施設整備資金	2,118																				
身障者対応施設整備	施設整備資金	200																				
既存施設改修	施設整備資金	3,214																				
計	施設整備資金	5,532																				
(2) 人事に関する計画			A	A	A	A	A	<p>新人事制度を導入し、18年度は全職員を対象に前年度の評価結果を賞与及び昇給に反映した。新人事制度の定着に向けては各種研修も行っており、職員へのヒアリング調査の結果によれば評価制度についての職員の理解も進んでいる。その取組は全般的に他法人に比べて進んでいると思われる。また、在外強化の方向性も踏まえた人員の適正配置や、職員の能力開発について機会の拡充及び研修内容の充実が図られた。人員に関しては、常勤職員数及び人件費ともに中期計画で定めた範囲内となった。人件費については、18年度からの5年間で5%以上の削減を行うこととしており、18年度の支出実績は13,287,972千円と、17年度決算額に対し1.1%減となった。</p> <p>次期中期目標の下で、新人事制度や評価結果の給与・賞与への反映が、職員のモチベーション向上に効果があったのか、組織の活力を高めることに繋がっているかの検証を行うとともに、人件費削減においては、業務の質の低下に繋がらないよう留意しつつ、政府方針に基づく削減目標の達成に向け、計画的な削減を求めたい。役職員の給与水準についても、ラスパイレズ指数の低下に繋がるよう、適正な水準とすべく引き続き努力する必要がある。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期目標を「十分に」達成した。</p>														
効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適性配置により業務運営の効率化を図る。また、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員への研修、資格取得等の促進を通じた職員の資質向上を図る。これらの効果的かつ効率的な業務運営に則した人事に関する計画を定める。	<p>(31) <u>人員の勤務評価、適正配置、能力開発の計画</u></p> <p>●的確な勤務成績の評価を行い、仕事の難易度と役割の重要性を反映した処遇を実現することで、職員の意欲を更に引き出すとともに、業務内容の質的向上と効率化を図りうる適材適所の人事配置を行う。</p> <p>●業務内容の高度化及び専門化に対応するため、国際機関への出向、専門家としての活用も含め、プロジェクトマネジメント能力の強化及び開発課題に関する知見の深化、並びに語学も含めたコミュニケーション能力涵養を目的とした研修又は機会を提供し、国際協力のプロフェッショナルとしての能力開発に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 勤務成績の評価の実績 適材適所の人事配置の実績 職員の能力開発の実績 	A	A	A	A																
	<p>(32) <u>常勤職員数と人件費総額</u></p> <p>人員に係る指標</p> <p>期末の常勤職員数を期初の3人減とする。</p> <p>(参考1)</p> <p>期初の常勤職員数 1,329人</p> <p>期末の常勤職員数 1,326人</p> <p>(参考2)</p> <p>中期目標期間中の人件費総額見込み 54,925百万円</p> <p>但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与、技術協力派遣職員給与、法定福利費及び児童手当拠出金に相当する範囲の費用である。</p>	—	A	A	A	A																

独立行政法人国際協力機構の第1期中期目標期間の業務実績に関する項目別評価表

中期目標	中期計画	評価項目及び評価指標	中期目標期間中の各年度の 評価				中期 目標 期間 評価	評価の決定理由及び指摘事項等
			H15	H16	H17	H18		
(3) その他中期目標を達成するために必要な事項			A	A	A	A	A	
外部監査の実施等監査の充実を図り、適正な業務運営を図る。	(イ) 監査の充実 (33) 外部監査の実施等監査の充実 外部監査の実施等監査の充実を図り、適正な業務運営を図る。	・ 外部監査の実施等監査の充実と監査体制の整備の実績	A	A	A	A	会計監査人による外部監査及び内部監査を実施し、監査結果に基づく改善の指示、再発防止への注意喚起を図るとともに、その改善措置状況等についても組織内で共有し、組織全体としてフォローアップが行われた。無償資金協力事業について第三者による技術的監査も実施された。毎年度の業務実績に関し、外部有識者を含め機構内部で評価を行い、業務運営に反映させるための組織体制を設置し、当評価委員会による評価結果について、組織全体としてフォローアップを行い、具体的な措置を講じているほか、セミナーの開催やデータベースの構築などにより、業績評価制度の組織内での周知、意識向上が図られた。 次期中期目標の下で、監査結果及び改善事項が引き続き機構の全役員に共有されるとともに、無償資金協力事業に関する監査については、事業者決定プロセスについての監査の実施を検討することを求めたい。 以上を踏まえ、全体として中期目標を「十分に」達成した。	
	(ロ) 各年度の業績評価 (34) 各年度の業績評価と業務運営への反映 各年度の業績に関し、外部有識者を含めて法人内部で評価を行い、業務運営に反映させる。	・ 内部評価の実施と評価結果に関する業務運営への反映状況	A	A	A	A		